

平成 25 年 第 5 回横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成 25 年 6 月 20 日（木）午後 4 時から午後 6 時まで
場所：横浜市庁舎 2 階 応接室

平成 25 年 第 5 回横浜市税制調査会

平成 25 年 6 月 20 日 (木) 午後 4 時から午後 6 時まで
横浜市庁舎 2 階 応接室

税制課長

それでは定刻になりましたので、ただ今より、「第 5 回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。本日はご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本年度より事務局で進行を務めさせていただきます、税制課長の川崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず、横浜市税制調査会運営要綱第 6 条第 3 項の規定によりまして、定足数の報告・会議の公開についてお諮りをさせていただきます。現時点では、〇〇委員が所用により遅れていらっしゃるとの事ですが、委員 5 名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開についてでございますが、同じく要綱第 8 条の規定により調査会の会議は公開するものとするものとされておりますが、しかし、要綱第 10 条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないものとする場合には、座長が決定するものとされております。

座長、この件についていかがでしょうか。

座長

確認させていただきます、本日の議題は、非公開とするような案件は含まれていませんので、公開という事で委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、今日の会議は公開ということでよろしくお願い致します。

税制課長
局長

それでは、議事に入る前に財政局長の柏崎より、ご挨拶を申し上げます。

財政局長の柏崎でございます。

本当にお忙しい中、税制調査会にお集まりいただきましてありがとうございます。

平成 25 年度に入りまして、第 1 回目の開催ということになります。今年 1 年間どうぞよろしくお願い致します。

さて、前回は、3 月末に開催させていただきましたが、この間、本市におきまして、税の関係で動きをお話しさせていただきますと、去る 5 月の第 2 回市会定例会におきまして、平成 25 年度の税制改正を踏まえた、市税条例の改正を行ったところでございます。

主な内容でございますが、1 つは、市税に係る延滞金の利率の引下げについて条例を改正いたしました。また、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置につきまして「わがまち特例」による軽減割合の設定を行いました。また本市が独自に行っております耐震改修住宅等に係る都市計画税の減額措置などについて、合わせて所要の改正を行ったところでございます。

さて、今年度の税制調査会でございますが、引き続き、市長からの諮問に基づきましてご議論をいただくこととなりますが、特に、「新築された省エネルギー対策住宅に対する都市計画税の減額制度」や「横浜みどり税」など、本調査会の前身組織である税制研究会にてご議論をいただいて取り組んでまいりました、本市の課税自主権活用の導入済みの事項につきまして、これまでの取組状況や成果の報告とともにご意見を伺って参りたいと考えております。

限られたお時間ではございますが、また、ご指導をいただきながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

税制課長

それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。座長よろしくお願い致します。

座長

先生方、お忙しい所、また、梅雨でじめじめとした中おいいただきましてありがとうございます。早速議題に入る前に、報告事項としまして、「平成 25 年度の横浜市の財政状況について」ということで、税を議論する前提として、財政状況を把握しておく必要がありますので、本日はご報告いただくことになっております。では、資料の説明をお願いい

たします。

財政担当課長

財政局財政課担当課長の藤村と申します。私の方から、本市の財政状況につきまして、お手元にある「ハマの台所事情」を使用して説明をさせていただきます。こちらの冊子ですが、本市の財政状況を市民の方に分かりやすくお伝えができるようにビジュアルにこだわり、平成9年から発行しております。

まず、2頁、3頁をご覧ください。横浜市の予算、全会計は3兆3,098億円となっております。内訳としましては、一般会計は、1兆4,353億円、特別会計は、合計で1兆3,406億円、公営企業会計として、5,339億円となっております。本市の予算は、大きくこの3つに分けられます。こちらの冊子では、一般会計を中心に説明をしています。

平成25年度予算ですが、作りがやや複雑となっております。平成25年度予算の特徴ですが、国の緊急経済対策の補正が平成24年度にごございましたので、そちらに対応するために平成24年度2月補正予算において、平成25年度に計上を予定していた事業の一部前倒しに加えて一部上乘せを行っております。そうした結果、2頁の緑色の枠の部分の中で、平成24年度予算の2月補正の中で上乘せと前倒し補正の部分の367億円と右側の1兆3,986億円を合計した額、一番右側の「一体的に編成」と記載がある「1兆4,353億円、対前年度1.8%増」というのが、この冊子の中で使用する一般会計の予算額となっておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、同じ表の中の土地開発公社負担金1,383億円についてご説明をいたします。本市の外郭団体である土地開発公社は平成25年度に解散をすることになりました。そこで、国の方で外郭団体や公社を解散する場合に特別に発行が認められている第三セクター等改革推進債を今年度発行し解散を目指しているのですが、この財源が全額市債になっております。この1,383億円というのは、本市が通常1年間で発行する市債とほぼ同額となっておりますので、こちらを含めて前年度と比較しますと、正確な比較ができないので、今年度は特別に三セク債を除いて過年度比較等を行っております。それを前提にお聞きいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、4頁です。本市の歳出につきまして説明いたします。福祉・保健・医療に4,131億円、子育て・教育に3,240億円ということで、福祉・保健・医療と子育て・教育の分野で本市予算の約半分を占める支出割合の約7,000億円となっております。そのほか、道路・住宅・計画的な街づくりなどの都市基盤整備に1,700億円、横浜の魅力づくりや経済の発展に1,346億円程度など、4頁5頁に記載のあるように予算を構成しております。今年度の予算の特徴は、『地震防災戦略』による「災害に強いまちづくり」ということで、今年度につきましては、東日本大震災を踏まえまして防災・減災の取組を強力に推進をしていくということで、そのような部分に重点的に予算を配分しています。

1枚おめくりいただきまして、6頁7頁をご覧ください。前頁から引き続き歳出予算についての説明になります。この頁については、歳出目的別ではなく、予算の性質別に円グラフで示しております。人件費、扶助費、公債費を合わせて義務的経費といいますが、54.8%となっております。それぞれの説明は円グラフの右側に記載があります。人件費は我々の給料になっております。扶助費は先ほど説明した、福祉・保健・医療・子育て・教育に近いですが、いわゆる社会保障関係費ということで、27.9%となっております。公債費は過去の借入金の償還費用となりますが、容易に削減することが難しい経費を義務的経費と言っておりますけれども、こうしたものが歳出の半分以上を占める状態になっております。経年比較をしておりますが、義務的経費が年々増えておりまして、その分行政運営費や施設等整備費といった任意的な経費の割合が相対的に減ってきているというのがここ数年続いています。そうした中で事業見直しということで毎年100億円程度の事業の見直しを行っております。今後も義務的経費が増えることが見込まれていますので、引き続き行政改革の努力が求められると考えております。7頁は、人件費の推移について、これまでの人件費削減の取組について記載してあります。

1枚おめくりいただきまして、8頁です。収入のご説明をいたします。一般会計予算額

の1兆4,353億円のうち市が自由に使い道を決められるお金として一般財源が約8,500億円となっております。そのうち市税収入が、本市全体予算額の半分の6,984億円となっております。内訳につきましては、市民税、固定資産税、都市計画税以下記載の通りです。本市の市税収入の特徴といたしましては、個人市民税、固定資産税の割合が比較的高いので、安定性が高いということが言われます。相対的に法人市民税の額が本市と同規模の政令指定都市と比べるとやや少ないということが特徴として挙げられます。

その下の地方交付税が今年度230億円と見込んでいますが、東日本大震災を踏まえて、国・地方をあげて、復興のための経費を捻出していくために、今年度、地方交付税の減額がされていく見込みですので、記載されている地方交付税の230億円については、大幅な減額が見込まれる状況になっております。以下、地方譲与税、県税交付金等で一般財源は構成されております。

9頁をご覧ください。市債は1,343億円と記載されておりますが、土地開発公社の解散のための三セク債はこちらには含まれておりません。市債にも内訳がありまして、通常分の市債と臨時財政対策債と2つあります。通常分の市債というのは、建設地方債として公共事業に充てるための財源に使用しているものが約600億円。これに対しまして、臨時財政対策債は国が地方交付税として配るお金で足りない分を、市が代わりに借り入れるお金のことで、本来であれば地方交付税として措置されるべき金額ですけれども、市で肩代わりして、借金で賄っている状況です。実は、市債約1,300億円のうち、半分以上がこうした臨時財政対策債によって、一般財源に近いような財源で活用しているという状況にありますので、本市の財政状況が厳しいという事がいえます。ほかには、特定財源として、国や県からの補助金が約2,800億円、使用料手数料収入が約400億円となっております。その下に市税の実収見込みとして、これまでの10年間の市税の決算額及び今年度の実収見込額を記載してございます。平成20年度の7,295億円をピークに平成21、22年度と下がってきております。平成23年度は東日本大震災の影響を受けて減収を見込んでおりましたが、結果的に7,055億円と平成22年度に比べて増収となっております。平成24年度は-1.3%減、今年度につきましては、7,014億円で前年度に比べて増収を見込んでおります。

次に、10頁11頁をご覧ください。こちらが市債発行の考え方についてです。こちらにつきましても、やや複雑なグラフになっています。先に11頁上段の表をご覧ください。横浜市では、横浜方式のプライマリーバランスを行っております。表のグラフ中の左側が国のプライマリーバランス、右側が本市のプライマリーバランスとなっています。国のプライマリーバランスは、元金償還額と利払い額の合計以下に国債の発行額をすることですが、本市のプライマリーバランスは、元金償還額以内に市債の発行額を抑制していくということです。利払い額を含まない分、国より厳しい基準になっていることがご覧いただけだと思います。国の場合は、利払い額の部分まで発行を認めるとなりまして元金償還額をオーバーすることになりますので、その分借金の残高が増える形になりますが、本市の場合は借金の額を引き続き減らしていくために、元金償還額以内に発行額を抑制していくという財政運営を行ってきております。その前提で、10頁をご覧ください。ここでは、元金償還額の記載がありませんので、わかりにくい部分もありますが、右側のグラフに両矢印が出ているところに「プライマリーバランス+176億円」と記載がありますが、冒頭にご説明いたしましたので、今年度は、国の緊急経済対策補正に対応して、前倒し補正を行っておりますので、市債も一部前倒しで活用を行っております。その関係で、左側の24年度の所に一部の市債を前倒しして発行しております。その結果、24年度は「プライマリーバランス、-55億円」と赤字になっています。これは、今年度本来発行すべき額を一部前倒ししたことによって赤字になったということで、24年度と25年度を合わせますと、121億円のプライマリーバランスの黒字を確保していることで、発行の考え方を整理しております。こうした取り組みを行ってきた結果、11頁下段のグラフをご覧ください。棒グラフは市債の発行額ですが、年度に応じて増減があります。次に、折れ線グラフが2本ありまして、四角い折れ線グラフは市債残高ですが、こちらは、増加しています。丸い折れ線グラフは実質的な市債残高ですが、市債の返済のために基金に一定の額を毎年積み立てておりますので、

その積立を除いた場合の実質的な残高は毎年減少してきております。ただ、25年度は三セク債を1,383億円発行いたしましたので、その分残高についても増えていますが、そうした影響を除いた部分は、点線で示しているように減少しております。

12頁につきましては、借金の残高につきましても本市だけではなく、外郭団体も含めて本市に関わりのある部分全体につきましてグラフにしております。毎年、本市一般会計の市債残高だけではなく、市全体の借入金について、計画的に返済を行ってきている結果、昨年度に比べて全体では、1,525億円の縮減を図ってきているところです。説明は以上になります。

座長 ありがとうございます。今のところで、色々あると思いますが、ご質問があれば、なんなりとお出してください。まずは、私からですが、やはり気になるのは三セク債です。これは、実質公債費比率には入らないのですか。

財政担当課長 実質公債費比率に入ります。

座長 そうなると、基準ギリギリの所に入る気がするのですがどうですか。

財政担当課長 実質公債費比率ですが、パンフレットの13頁をご覧ください。健全化判断比率の所の上から3つ目に実質公債費比率ということで、平成23年度決算ベースで今、16.3%となっております。平成24年度の数字については、今整理中ですが、三セク債の償還が始まるのが、平成26年度からになりますので、26年度以降の健全化判断比率には当然影響が出てくると見込んでおりますけれども、今のところの試算では、25%を超えると健全化計画の策定となってくるのですが、そこまでの影響はないのではないかと見込んでおります。

座長 わかりました。同じく三セク債ですが、これは交付税措置されるのですか。

財政担当課長 利払い費の一部が特別交付税措置されます。

委員 臨財債ですけれども、かなり増えているということで、今年度から財源不足基礎方式の方に完全に発行方式が変わっていると思いますけれども、その発行方式の変更に対しての横浜市のスタンスやお考え・お立場を教えてくださいいただけます。

財政担当課長 確認をいたしまして、後程改めてご説明をさせていただきます。

座長 ほかに何かありますか。

(発言者なし)

よろしいでしょうか。借金が増えているという所が、気に係る所と思います。現状の認識を持たせていただきました。何かあれば、また財政課の方にお越しただいてご説明いただくことも可能だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、いよいよ議題の方が2点ありますが、こちらに入りたいと思います。まず初めに、「指定都市と道府県との関係における税制度のあり方について」と議題には書いてありますが、要は指定都市として事務が増えているのに、それに伴う財源については措置されていないのではないかと前々から出ている問題についてどう考えるかということで、まずは、論点について等のご説明をお願いします。

税制課長 資料2をご覧ください。1頁おめくりいただくと内容に入ります。

本議題につきましては、前回の税制調査会で本来はご議論いただく予定でありましたが、座長からお話がありましたとおり、指定都市が道府県から移譲されている事務に、必要な財源について、税制上の措置が十分でない、不十分であるという認識を持っています。

1番の課題・背景にありますとおり、こうした課題に対応するための1つの税制案として、今回ご議論いただいている課税自主権を活用して税源移譲を行う方法についてご検討いただきたいと思います。具体的な税制案としては、市税として課税する税目の税率を引き上げ、県税として課税する税目の税率を引き下げることにより、税制上の措置不足額に充当していく。例えば、市民税の超過課税と県民税の不均一課税を同時に併せて行うことです。一枚おめくりいただいてその資料の裏に、税率の上げ下げのイメージ図を掲載しています。左側が現行の個人市民税6%、個人県民税4%で、仮にこれを1%の個人市民税の超過課税を行い、個人県民税の不均一課税で3%にすることにより、この差額を税制上の措置不足額に充当するということです。

元に戻って、今回の税制調査会の論点としまして、個人住民税を例とした場合、こうした課税自主権の活用、今申し上げた超過課税及び不均一課税の組み合わせは現行の地方税法上で可能かどうかということです。参考としまして、地方税法の標準税率・不均一課税についての条文を抜粋で掲載しています。

参考資料は、国で開催している地方制度調査会の専門小委員会の資料です。平成25年5月10日に開催されたもので、「指定都市への事務移譲に伴う財政措置のあり方の検討について」というテーマで議論を行った際の資料です。今回内容についての説明は省略させていただきますが、簡単に申し上げますと、都道府県から指定都市への事務の移譲あるいは権限の移譲に伴って、まとまった財政負担が市町村に生じる場合には、交付税のみならず、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきと記載されています。また、その具体的な配分方法として税源移譲による方法が例としていくつか取り上げられているので、参考までにお付けしたものです。

いずれにしても、税制調査会としましては、先程申し上げたように、「課税自主権」をテーマにしておりますので、こうした指定都市と道府県との関係における税制上の措置不足を解消するための方策として、市民税と県民税の税率を調整することについてまずご議論いただき、その他、これに関連して考えられる事項につきまして、併せてご議論いただければと考えています。資料の説明は以上でございます。

座長

では、この点につきまして先生方からご意見をいただきたいと思えます。

確かこの内容は以前にやったことがあるかと思いますが、今説明がなかったもう一枚の指定都市市長会が出している資料の3頁目にある「税制上の措置不足額」という部分が、数字は古いものですが、イメージとしてはこのような感じで持っていただければと思います。

左側の縦棒が事務の移譲に伴って負担が増えている部分、その財源として措置されているのが下の方で上の方は措置されていないので、ここの部分を何とかしようということです。本日ご議論いただくのはこの不足分、平成21年度決算では約2,000億円超のものを県から指定市に対して事務が移ったわけですから、県の方の税を減らして市の方の税を増やせないかどうか。それを住民税を使って、税率の上げ下げでできないかどうかということが論点とご理解ください。話の中で税制調査会とすると税が基本ですので、税源移譲が最優先であることは論を待たないと思えますけれど、税でできることできないこととお話いただく中で、地方制度調査会が出している交付金等に触れていただくことは十分ありうることです。

それではこの論点について、どこからでも結構ですが、財政学ですと仕組みの話になりますが、まずは法律の先生からお聞きしたいと思います。

主税部長

補足ですが、資料の参考に載せています不均一課税の条項、「地方団体は公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」この事例で言いますと県の立場になりますが、要するに横浜市という一定の地域に限って税率を下げる。これについては県の事務方の立場や指定都市は、この条項を使って一定の地域の税率を下げるのは難しいという認識を持っていると聞いています。不均一課税では、税率を一定の地域に限って下げる、つまり地域を理由にして下げるのは難しいということです。この点についてまずご確認いただければと思います。不均一課税を使って、今の地方税法の中では、実は不均一課税は使えないということをご確認いただく、またはご見解があればいただきたいと思えます。

座長

ありがとうございます。いわゆる県税の方でエリア別の不均一課税ができるのかどうかですが、この点いかがでしょうか。

委員

基本的な問題として、これは市が引き上げたら県を引き下げなければならないものなのではないでしょうか。全部で10%となっていますが、市は市で引き上げて、県はそのまま4%で、合わせて11%というのはあり得ないということですか。

主税部長

ご負担いただくのは同じ住民ですので、結果として負担増になってしまう。住民から見ると同じサービスであり、サービスが変わるものではないので、そういったことは前提として考えていません。

- 座長
委員 逆にいうと税法上は何も禁止する規定はありません。
ここはおそらく条例間の抵触の問題だと思います。そうすると県が上で市が下という場合には、県が主導権を握ることになるのでしょうか、おそらく対等ということになるので、話し合いで解決がつくものなのか、それとも解決がつかない場合には国の調整を仰ぐべきなのか、こういう問題にも発展すると思います。
- 主税部長 今回提案させていただいたのは、ある意味では県と市が一定の移譲財源について合意が取れた前提に立った場合に、今の制度でできるのかを議論してもらいたいということです。それぞれの県・市が持っている課税自主権に県と市の同意という前提に立った時に、課税自主権を使ってこういうことができるのか、要するに合意が前提です。県は県で移譲するのは、もともとの理屈がサービスの受益と負担とのねじれがおかしいだろうということ。これは県も国に対する税源移譲の際に使っている。そういった大きな問題が出てきて、移譲の合意ができた場合に、今の制度上で税源移譲が課税自主権でできるのかということですよ。
- 座長
主税部長 逆に、県は不均一課税がエリア別でできないと言っているのは何故ですか。
公益上の理由に抵触するのではないかという理由だと聞いています。不均一課税の場合には公益上その他の事由というのがありますので、地域限定では公益上その他の事由にはあてはまらないのではないかということです。
- 委員 もともと想定していた不均一課税のしくみとは趣旨が違うということでしょう。条文があってできると言っているのだから、できなくもない気がします。あるいはこれの特例を地方税法に書いてもらえれば良い。要するに横浜市の市域にびたりと合った特区を県に設けてもらう。そこには特別に税率を割引くこととする。二階建てにはなってしまうが。そうすると不均一課税をやっているのではなくて、特区をやっているだけのことになる。
- 主税部長 特区という特別な税制を仕組んでいただいて、それを使ってやるということで良いですか。
- 委員 ただ、その入口は地方税法にないといけないので、特区でやったらいいですよということを地方税法で一般的に書いてもらって、それをこういう税源移譲に使うというのはあるかもしれない。条文の仕立ての仕方であるからやろうと思えばできる。ただし地方税法を触らないといけないから仕事は大きくなります。
- 座長
委員 逆に言えば、現行法のままでは難しいということになりますか。
不均一課税の立法趣旨から考えると、税源移譲を予定したものではないので、税源移譲のために使いますといわれると少しひっかかります。
- 主税部長 加えて、県の立場から言いますと、不均一課税の方が基準財政収入額に入ってしまう。不均一課税をやったとしても、県の持ち出しが結果的に出てしまう。県も横浜市も合意が前提となっているから、結果としてお互いに損をしてしまう。
- 委員 そこは地方税法第1条の後段部分で基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率だと一本化しているが、ここを切り分けてもらえれば使い分けができる。税源移譲用の標準税率と基準財政収入額の算定のベンチマークとなる税率と切り分けてくれれば良い。一番やりやすいのは、特区のしくみを作ってもらって、特区の中では1か2か割引くことができるというのであればあるかもしれない。あるいはそれが全体の、地方制度調査会の中で、地方に事務移管をして、要するに基礎自治体に事務移管をして、税源裏付けもきちんとつける。上下両方でやることを貫徹してくれれば特区と言わなくても今の条文でできると総務省は言うだろう。だからやれるといえやれるし、できないと言えできないという答えしかない。なかなか難しい。法律論としてどうかと言われると政策次第としか言いようがないです。
- 座長
委員 いずれにしてもやるとなると、地方税法を改正しないといけない。
国が動いているから、「そういうところをやって欲しい」ということは悪くないと思う。そうすると国からもアイデアも出てくるだろう。横浜市と神奈川県だけで合意して、国関係なしでやりますというのはリスクがある。むしろそういうところで議論しているのだから

ら、国もきちんとテーブルに乗って移しやすい仕組みをみんなで考えましようと言ってくれないと困る。うちだけでこのように考えたが、既存の制度の上でできますかと言われると、相手の機嫌次第としかいいようがない。多勢に無勢であるから。

座長

現行法のままですと、あとは財源保障的な交付金を県が支出してくれるかというのが最も手っ取り早い話である。

委員

二階建てでもいいと思う。税で動かす部分と交付金で動かす部分と両方でやる。交付金は税交付金ではなく、一番使いやすい単純な交付金という形でやってもらっていい。まるのまま移してくださいということ。最低の部分が1%か0.5%かわからないが、それぐらいを税で動かして、持ってくる事業の毎年の予算つまり支出規模は違うだろうから、そこのでこぼこの部分は、その都度その都度交付してもらいたいかもしれない。全部を購うというと1%は取り得だからできないという話になったり、取り損だからやりたくないという話になったりでなかなか利害関係が調整できない。1%で県に入ってくるものは移してくる事業だけに使っているわけではない。他に流れているものがあるかもしれないが1%動かすというと、そこが使えなくなるので県にとっては持ち出しということになる。そうするとテーブルにはなかなか乗ってくれない。県がテーブルに乗れるようにするなら0.5になるのか、とにかく税の部分だけで今のイメージですっぱり全体の中で比率を変えますという議論だけでやると、実際の事業費との関係で数字が説明しづらいのではないかと。最低、事業はやるのだからランニングコスト、つまり毎年出そうな部分だけは税で移してもらってもいいが、でこぼこの部分はその都度交付してくださいというのは合理的な話ではないかと思う。むしろその方が税で移しましようという時に税で移せるということの後押しするように思える。

あとは制度的にそれを乗せられるようなテーブルを地方税法のうえに作る、あるいは条文を、県の方はそういうけれど総務省は了承していると総務省に言って貰えれば、制度的には土台があるわけだからそこでやりましたという説明になる。まるのままやるとなれば実際の事業費のずれと1%という固定の税源移譲の関係をどう説明するのが難しい。

座長

現実を考えると、今川端先生がおっしゃったことが一番正しいと思う。もう一つそこにプラスして、税制調査会として課税自主権に重きを置くのであれば、税で一番わかりやすいのは、地方税法を改正することになるが、指定市においては県と市町村で相談して税率を合計して他のところと齟齬が出ないようにしたうえで調整できること。それはその年一回やったきりであとは課税自主権で、自分たちが責任としてそれぞれ行政をやましようというのが一番地方自治らしい。延々と補償交付金で、毎年計算してとなると、県が貰っている気がして、むこうもいつまで責任をもつことになるのかというのが出てくるかもしれない。理想はざっくりと、例えば今が10だったら、ここの絵に書いてあるように、6:4になっているものを7:3でも8:2にでもして、あとはこれで恨みはなしでというのが一番すっきりしている。あとは必要があれば超過課税をすればいい。

委員

県と市を合わせて標準税率が10だと見ればという枠組みが地方税法にあればいい。中の分け方は相談してください。

座長

今日は出ていませんが、他の指定市が似たようなことを言っているにしても、状況が違う。大都会と新たに指定市になったところとは全然違う。そこはもうそれぞれの地域で考えてくださいというのが一番いいと思う。

財政局長

まさにお話いただいた部分で、先般の地方制度調査会で大都市制度について答申が出されたわけですが、私どもがもともと結構強く要望していたのが「特別自治市」というものでしたが、それについてすぐにやましようという答申にはならなかったわけですが、今まさにお話いただいた、やれるところから事務を大都市へシフトするべきであるという考え方は明確に示されて、これまでもやった方がいいというものでもやれなかったものもきちんとやましようとしてこまできた。その後その財源はどうするかという時に、今までどちらかというと財源措置という言葉しか書かれたものに出てこなかったものが、今回税源措置というか税源配分を動かすような表現に、総務省もある意味踏み込んでいただいた部分も出てきたので、ある意味現実味を帯びてきた。その中で今川端先生がおっしゃった

ように税だけで解決することができない部分が当然あるので、二階建ては容認しなくてはならない。そうすると特に道府県側の、一般財源というのが税だけで構成されているわけではないので、臨財債も含んでいるので、結局県の方にも言い分がある。そこでよく県と指定都市で話し合ってやってください、国の方で制度を用意してくれるかもしれませんよという感じの答申になっている。我々も20もある政令市が全部集まって協議して、政令市をもつ都道府県と協議する枠組みも必要でしょうが、横浜市としては神奈川県と精力的にやっていく必要があるのかなと思っています。

委員
座長

おっしゃるとおりだと思います。

特別市がはるか先の話のように見えないこともないので、今できることからどんどんやっていくべきだということについて我々は総意として合意していると思いますし、一番最優先なのが先ほど申し上げた税源移譲です。

主税部長

標準税率の件と合わせてしまうというのは、ある意味では地域によってかなり違うものです。そういうことを考えると、標準税率を一緒にして合わせたものにしてしまうのは非常に自由度が高くなると思う。地域ごとにあった、県とその地域の指定都市の合意が前提であるが、その前提をした時に非常に自由度が高くなる。実は大都市特例税制とは、今指定都市が地方財政審議会で行っているが、一部県費負担の問題にしても、中核市の問題があって、全国市長会も同様の要望をしているが、自由度の高いもの、同じ市町村でも幅があるので、高いものである1つのアイデアだと思うのですが。

座長

これを言い出すと神奈川県内は色々な市があるので、收拾がつかなくなる。例えば中核市でないのに保健所をもっているところがあったりする。でもそれを含めて地方自治ですので検討するのはいいことだと思います。

委員

県の累積損失はどう面倒をみるのかという問題が残っている。キャッシュフローはこれで面倒が見られても、今までの累積分は将来の行政サービスのために累積させてきたのにそれを置いていくのですかと言われる。

財政局長

特に投資的経費の支出を伴うような事業について、シフトした場合には今おっしゃられたことがまちがいなく起こる。

委員

上下を切り分けて、民間企業でいうと事業分割で会社を二つに分割するのと同じで上下をやはり持って行ってください。上だけくださいというのは説明が難しい。

座長

間違いなく大きな論点の一つになります。地方制度調査会が言ったように義務教の職員を移すということになると累積債務が大変な金額になる。

委員

むしろそちらが大きな問題だと思う。これから将来のキャッシュフローではないと言って、仕事を持って行ってくれるのだから収入がなくなると仕方がないとあきらめがつく。今まで抱えているものをそのまま置いて行かれると、収入がなくなってしまうのにどうやって返せばいいのかと路頭に迷うことになる。県側の立場で言えばこうなる。

座長

これは財源措置というか税源移譲の計算には入ってこない。債務を切り離れたうえでどうやって引き渡すのか。

委員

金額的にもインパクトが大きい。切り離す技術的な問題も大きい。県の債務を市が買うのか。不良債権の流動化のようなことを自治体間でやらなくてはならないのか。

座長

それがあるから余計に特別市が難しく思える。現実まだそこまでではなくて、我々が今検討している現行上のものであればなんとかかなりそうなので、是非こちらからまずはやらしてもらえればと思う。

この議題についてはよろしいでしょうか。それでは次に移りたいと思います。本件については、本年度の最終報告に、いただいた意見で記載させていただきたいと思います。

それでは、第2番目です。本日の一番大きな議題になりますが、「横浜みどりアップ計画の取組状況」についてということで、すでに前回もご説明をいただいているところではありますが、締めくくりに、5年前我々がご提案申し上げて実現をした超過課税がどのようになっているのか、最後まで責任を持つのが我々の責務でありますので、まず本日は取組状況について、資料の説明をお願いいたします。

お手元の資料で横浜みどりアップ計画の取組状況について説明させていただきます。お手元に資料3、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）4か年の事業・取組の評価・検証と書かれた冊子になっている資料、市民推進会議の評価提案（資料4）、基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置のご案内と書かれた資料、農業用の固定資産税等の軽減のご案内と書かれた資料、みどりアップ計画と書かれた三つ折りになっている資料（こちらは、今から横浜市内の各自治会の班回覧ということで、横浜市民の皆様には回覧で見頂く資料を参考に添付）、4月・5月に行いました市民意見募集のリーフレットを用意しております。

それでは、資料3と書かれた厚い冊子をご覧ください。表紙をおめくりいただきますと、この冊子の目次があります。1 評価・検証の考え方、2 3本の施策の柱ごとの評価・検証、3 事業費・横浜みどり税の執行状況、4 横浜みどり税による成果、5 各事業・取組の評価・検証という構成になっております。1頁をご覧ください。この4か年の評価・検証の考え方が記載されております。

(1)評価の考え方、ア 事業・取組の進捗状況の評価ですが、まず、目標に対する進捗状況の評価を行っています。5か年事業のうちの計画事業費や目標量に対しての進捗、あるいは執行率を示しています。5か年計画のうちの4年目ということで、計画値に対して80%以上できているものに対して◎、50%以上80%未満を○、50%未満を△という、数量的な評価をしております。

次に、緑の量・質の両面からの評価では、横浜の将来の都市像に対して効果があるかどうか。さらに、イ 成果に対する評価ということで、数値的な評価と目指している横浜の都市像の効果を合わせて、全体的な評価として、全体を上回る成果、概ね計画通りの成果、計画を下回る成果という3段階の評価を自己評価しています。

(2)課題と対応ですが、この取組を始めてから、それぞれ事業を取り組んでまいりましたが、事業や制度にどういった課題があるか、4か年続けてきた事業の継続の必要性はどうか、社会状況の変化で新たなニーズがあるだろうかという視点で、それぞれの事業について課題と対応を行って検証をしております。全体が、事業を執行している環境創造局の自己評価検証となっております。1頁おめくり下さい。施策の柱ごとの評価のうち、樹林地を守る部分の評価検証を紹介します。

(1)アの施策の内容と主な達成目標ですが、これはもともとの21年4月に作成した横浜みどり計画の中から抜粋してきております。主な達成目標としては、緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大し、一定のまとまりにある保全対象樹林地役2,830haのうち約3分の2を指定することを目指します。また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。という大きな目標を掲げております。

イの4か年の評価ですが、4か年の指定実績、目標量に対しては約40%で1,119haという非常に高い目標設定に対し、目標の達成は困難な状況となっております。しかし、計画策定前5年間に比べ、年平均で5倍以上のスピードで指定を進めております。右側の頁をご覧ください。上段の表は、樹林地を守る施策の中で主な事業・取組の中で何点か抜きだして進捗状況及び成果を書いております。中段のグラフをご覧ください。緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移です。21年度から平均しますと、100haを超える指定を進めておまして、指定のスピードは計画以前に比べますと、5倍以上のスピードで進んでおります。下段の表は、これは市街化区域と調整区域別の緑地保全制度の指定実績を示しております。計画では市街化区域で69haと計画していたものが、4か年の実績で既に110haと、市街化区域での緑地保全が進んでおります。

1頁おめくりください。4頁上段の表は、取得した樹林地面積の推移が載っております。今年度に行くにしたがって、緑地の樹林地の買取り量が増えていることが分かります。下

段のグラフは、課税地目山林の年度ごとの面積の減少の推移を示しております。みどりアップ計画が始まる21年以前については、多い年ですと60haを超える山林が減少していましたが、みどりアップ計画がスタートした21年以降、減少量が鈍化しております。平均しましと約12haの減少程度に、減少量はブレーキがかかっております。

5ページのウ 課題と対応です。保全対象の樹林地はまだ多くあり、指定を拡大する必要があります。維持管理の助成上限額を25年度から引き上げて、所有者への支援を拡充し、これらを活用しながら、引き続き積極的な指定の働きかけが必要だと自分達で考えています。

12頁をご覧ください。事業費・横浜みどりの執行状況についての説明の頁です。

(1)事業費の推移ですが、上段の表は、上から平成21、22、23年の決算額、24年度は決算見込額、25年度は予算額を横に並べています。左から、樹林地を守る、農地を守る、緑をつくる、3本の柱の事業費をまとめています。事業費の合計欄をご覧ください。計画のスタート年度の21年度から下に行くにしたがって、事業費が大きくなっていることが分かります。この事業費の5か年累積見込額は522億円、内みどり税は95億円です。1段下には、5か年の計画額があります。5か年の計画額は582億円となっておりますが、この事業費は法人に対する課税免除措置が最終的に5か年続きましたので、その減収分を反映した数値となっております。そのうちみどり税は105億円とまとめております。下段の表の5か年計画額に対する執行率についてですが、合計欄をご覧くださいますと、事業費については計画額に対して90%、同様にみどり税についても、約91%という執行状況になります。

13頁をご覧ください。みどり税の執行状況を年度ごとに示した棒グラフです。各年度の1番左がみどり税の収入額、中央がみどり税執行額、右がみどり基金残高です。5か年計画の前半では、税収よりも当該年度の執行額が少なく年度末には基金が積み立てられていました。23年度に最大の基金残高となりまして、後半に入りまして基金を最大限に活用しまして、各年度執行額が大きく伸びております。現在、平成24年度の決算見込額の段階で25年度末には約3億円の基金残高となる予定です。

14頁をご覧ください。みどり税による成果をまとめています。

(1)樹林地を守る施策ですが、樹林地の保全に対する事業費の数値があります。4か年で樹林地の保全に対する買取りは289億円あります。そのうち、みどりアップ計画を行う前から確保しておりました緑に関する事業費が、みどり税非充当事業ということで127億円あります。みどり税充当事業がみどり税を一部財源としてさらに拡大した事業費で、162億円です。その成果が中段左側の表の棒グラフをご覧ください。このグラフは縦軸が事業費となっております。グラフの薄い部分が従来からの事業費、みどり税非充当事業費で確保した樹林地の面積です。グラフの濃い部分がみどり税を活用することで更に追加して確保できた樹林地です。4か年で50.7haの樹林地を確保することができました。

15頁は、みどり税を財源とすることで、新たに取り組んだ事業の成果です。戻りまして、14頁の成果ですが、みどり税を活用することで、指定地での買取り希望に対して確実に対応し、取得面積を計画以前より増やすことができました。不測の事態による買取り希望などに対応してもらえる安心感から、樹林地の指定推進が大幅に進みました。指定・買取りが大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化しました。鈍化したという内容のグラフは、先程と同じものが、最下段に再掲されております。

15頁に戻ります。新たな取り組みの中で、表中上から2つ目、3の欄で、民有樹林地の維持管理の助成とあります。民有樹林地の所有者の大きな課題の一つは、樹林地の管理費という問題がありました。みどり税を活用することで、4か年で267件の山林を所有している方の維持管理事業を横浜市として支援することができました。

16頁をご覧ください。農地を守る施策で、みどり税による成果として、水田の保全をここでは大きく取り上げています。10年以上の水稲作付をしていただくことを条件に、奨励

金を支払うという仕組みです。24年度末現在ですと、横浜市内の水田の約4分の3が長期的な契約によって守られているということで、これに要した事業費は4か年で1億2,400万円です。これは全てみどり税で賄っている事業です。

17頁をご覧ください。みどり税により新たに組み込んだ農地を守る施策の事業を挙げています。市民の皆様が農と触れ合えるといった事業として、例えば上から2段目の19番、収穫体験農園の開設支援ということで、1億2,100万円を使って、15.7haの収穫体験農園の整備に対する助成を行いました。

18頁をご覧ください。緑をつくる施策です。ここは、町内会や自治会の皆様と横浜市が協力して地域ぐるみで緑の街づくりを進める事業で、4か年で6億4,600万円の事業費のうち、4億9,300万円がみどり税となっております。その他、民間の保育園・幼稚園の園庭の芝生化などの事業についてもみどり税を一部充てて進めています。

19頁は、42事業それぞれに対する成果の評価の一覧となっております。48頁をご覧ください。みどり税条例に創設した仕組みとして、特定農業用施設保全事業についての4か年の実績です。4か年の事業実績の事業の進捗状況の表中、4か年の件数と面積の累積があります。102件、1.52haに対して税の軽減措置を講じています。

95頁をご覧ください。同様に、建築物緑化保全契約の締結ですが、こちらのみどり税条例で創設された税の軽減措置です。こちらについては、4か年で57haの面積についてこうした契約を締結することができたという成果となっております。

資料4 市民推進会議の資料をご覧ください。こちらの資料の68頁をご覧ください。

こちらはみどりアップ計画の位置づけなどを整理したもので、市民推進会議が市民向けに分かりやすく整えた頁です。

中央の図のみどりアップ計画（新規・拡充施策）というのは、元々横浜市水と緑の基本計画の中の一つの事業として既存のものがありません。それを更に5か年だけ拡充して行おうとしている事業です。税額については下段の表のとおり、個人が年間900円、法人が9%上乘せられます。この資料は、24年11月現在で作られた資料であるため、24年度末まで課税免除措置が延長されると書かれていますが、最終的に25年度末まで課税免除措置は延長されています。

69頁をご覧ください。みどりアップ計画はみどり税をいただきながら、特別会計で行っていること概念図を示しております。みどり税はいただいたものを一度横浜市みどり基金に入れまして、毎年度そこから特別会計に繰り出して管理をしております。みどりアップ計画の、みどり税を充当しない元々の事業も特別会計の中で管理しているという意味で、下の方にみどり税を充当しない事業、上の方にみどり税を入れて新規に行ったもの、さらに以前から行っているものを拡充して行うものと、少し複雑なのですが、上はみどり税が入っている、下はみどり税が入っていないものとして、概念をお示ししています。

説明は、以上でございます。

政策課担当課長

それでは、引続きまして資料4の説明を行います。

平成24年度横浜みどりアップ計画の評価と提案ということで、みどりアップ計画市民推進会議からの報告書になります。これにつきましては、6月4日に第12回市民推進会議の本会議を行いまして、審議をいただいて、6月12日に記者発表し、同時にホームページに公開しています。

表紙を1枚おめくりいただきまして、全体の構成目次ですが、「はじめに」が1番目にあります。2番目に計画の3つの柱、樹林地・農地を守る、緑をつくる取組に対しまして、評価提案をされています。また、広報・PRに対する評価・提案もいただいています。3番目で、24年度の活動実績、最後に委員名簿、今年度は4か年ということで各委員のコメントを入れております。

最初に簡単に冊子の説明をさせていただきます。

1 頁をご覧ください。今年度からは、推進会議の座長である進士座長からの言葉ということになっております。主要なところだけ、読ませていただきます。『本会議からの提案や市民からの意見に基づいて、横浜市では樹林地の指定・買取り・管理・利用促進、水田の保全や市民利用による農地の保全について、また、地域の住民や企業とも連携した身近な緑の創出など、精力的に事業に取り組んでいます。特に、みどりアップ計画の根幹の事業である樹林地の保全は、精力的な指定・買取りを進めてきた結果、樹林地の減少に歯止めがかかり始めており、みどり税導入なくしてはなし得なかった大きな成果をあげつつあります。現在取り組んでいるみどりアップ計画が 25 年度で終了することから、横浜市は 26 年度以降のみどり施策の検討を進めており、市民の皆さんからもたくさんのご意見をいただいております。これからの施策と事業をより着実に進めていくためには安定した財源確保が不可欠です。

日本を代表する大都市横浜が環境未来都市を実現し、横浜方のグリーン・エコライフを手にすること、そして、時代を担う子供たちが、「ヨコハマこそ、わがふるさと」とプライドを持って言えるような緑のまちづくりを創造していきたいものです。

これからの横浜市の緑施策を検討するうえで、市民推進会議の意見や提案を活用していただきたいと思っております。』

1 枚おめくりいただきまして、2 頁からは、4 か年に対する評価・提案です。3 頁では、施策の柱ごとの評価・総括をしていただいております。

内容が多岐に渡っておりますので、総括のところだけ紹介します。「樹林地を守る」では、「みどりアップ計画の取組の根幹である樹林地の指定は、1,119ha という非常に高い目標を掲げ、土地所有者への働きかけを精力的におこなってきました。計画策定前と比較して 5 倍以上のスピードで指定が進んでおり、目標値は達成していないものの、樹林地の減少に歯止めをかけるという目的に対して着実に成果が表れていることを高く評価します。

また、樹林地の買取りは、計画策定前と比較して 2.5 倍以上のスピードで進んでいることについても評価します。指定の推進に合わせて、相続などの不測の事態における買取り希望に着実に対応できていることで、土地所有者の安心感や市への信頼が増し、更なる指定の拡大につながったことは、みどり税導入による最大の効果の一つと言えます。今後は、指定の働きかけを粘り強く続け、指定した樹林地の維持管理への支援や、買い取った樹林地の良好な維持管理とともに、みどりアップ計画及びみどり税により樹林地が守られていることについて、市民が実感できる取組をより一層進めていく必要があります。」という、総括をいただいております。

「農地を守る」では、「農とのふれあいを求める市民の声が高まっている中、収穫体験農園の開設は、市民に横浜の農を知ってもらい、身近に地産地消を感じるきっかけとなる場の拡充につながり、この取組がおおむね順調に進んでいることは評価します。今後は、開設を支援した農園を巡る収穫体験ツアーの開催など、これまでの成果を更に活用して、みどり税の効果をしっかりと市民に伝える取組を進めていくことが必要です。一方で、市が農地を買取り、市民が農作業を楽しむ農園付公園として開設する取組は、都市の中で農地を保全していく上で効果的な取組の一つですが、用地の取得及び公園の整備は目標を下回っており、少しでも目標に近づける様に取組を進める必要があります。

水田保全の取組は、当初の目標とする水田の面積の 2 倍以上となる実績をあげ、多様な機能を持つ水田のある農景観が保全されていることは高く評価します。この取組が今後もしっかりと継続され、更に拡大・拡充して取り組まれることを期待します。」とあります。

4 頁をご覧ください。「緑をつくる」では、「地域緑のまちづくり事業では、地域と市が協力して、市民の身近なところでの緑化が着実に進んでいます。また、新たな取組として

緑の少なかった都心区の緑化に必要な土地を、みどり税を活用して買取り、緑化の取組みを積極的に進めたことは高く評価します。一方、緑化に取り組んでいく地区を増やしていくためには、これまでの成果や実績をより一層PRしていくことが必要です。

民有地緑化や公共施設の緑化により、保育園・幼稚園の園庭や小中学校の校庭の芝生化を進めたことによって、子どもたちが小さな頃から日常生活の中で緑にふれる場を拡大できていることは評価します。加えて、芝生を良好に維持していくための支援やフォローの取組を、拡充しながら継続していくことが必要です。今後は、これまでの取組をしっかりと継続するとともに、市民が緑を実感できる取組として街のシンボルとなる緑の創出や、多くの市民が集まる場所・緑の少ない地域に重点を置いた取組を進めていくことが必要です。」という総括をいただいています。

5頁から12頁が、樹林地を守る取組に対してそれぞれのみどり税を使っている事業ごとに評価・提案、課題についてお示しをいただいています。

13頁から21頁が、農地を守る取組ということで、それぞれの事業に対する意見をいただいています。22頁から24頁は、緑をつくるという取組になります。またそれぞれの取組で、24頁の最後に各部長からのそれぞれの取組に対する意見もいただいています。25から27頁は、広報・PRに対する意見をいただいています。28頁からが、24年度の活動実績になります。28頁では、みどりのオープンフォーラム、このフォーラムは一般市民も公募によって、市民推進会議のメンバーがコーディネーター役で色々な意見交換をした取組です。24年度は、横浜駅西口の相鉄ジョイナスの屋上の森彫刻公園で実施しています。

31頁は、みどりアップ計画で助成を受けている方の声を聞くということで、市民推進会議の委員が、実際に現場に出向いていただき、助成を受けている方と意見交換をしていただきます。この取組は、今年度から一般の市民の方も公募してその意見交換会も聞いていただくということで、昨年度は夏の水田調査として、青葉区の田奈駅周辺の農地で行っています。

33頁をご覧ください。秋の樹林地調査ということで、泉区の新橋市民の森で現地調査を行いました。

35頁をご覧ください。広報部会で編集、発行していただいている「濱RYOKU」についてです。昨年度は、年5回、各17,000部発行しています。配布の場所は、駅や主要な公共施設のPRボックス、各区役所、土木事務所、公園事務所等の公共施設の窓口、約600箇所配布しております。

37頁をご覧ください。当税制調査会の委員でもございます、望月見える化部会長に行っていた、みどり税とみどりアップ計画を分かりやすく伝えるということで、先程、みどりアップ推進課長が説明した見える化部会で作成した資料、昨年度実施したみどりのオープンフォーラムでの説明資料として配布した他、公共施設でも既に配布を始めておまして、約140箇所900部を配布しております。

38頁、39頁は、各本会議・各部会の開催の記録です。40頁では委員名簿です。42頁から45頁で、今年度から各委員からこの4か年に対するコメントを個別にいただいたものを載せています。最後に、46頁から66頁で実際に発行した「濱RYOKU」を載せています。67頁以降は、見える化部会で作っていただいたみどりアップ計画と税についての関係説明資料です。説明は、以上でございます。

ありがとうございます。

最初に説明をしておいた方が良かったのかも知れませんが、みどり税導入後からご参加いただいた先生方もいらっしゃるようですので、少し補足をしますと、みどり税を作る際の我々の要点は、当然税の仕組み以前に、目的あつての超過課税ですので、目的のところをしっかりとチェックし、良いか悪いかを判断する。そして、途中でもチェックをし、終わる際

座長

にもしっかりとチェックをしようということで始まりました。

同時に、考えようによっては2つの組織がかかわっていて権限の配分がどうなっているのかと言う問題があるかもしれません。税制調査会の方で用途も含めてチェックをし、あとの運営については市民の参加する委員会でチェックをしたり、方針を決めて下さいということでやっているのです、ご説明いただいたように屋上屋を重ねているように見えなくもないですが、両方でしっかりとチェックをしていかないと、多くの府県で現状起きてしまっている、担当部局と利害関係者が超過課税をいのように使ってしまうということもあります。

特に、横浜では市民推進会議に委員にも入っていただいております、大変、民主的に動いているとは思いますが、多くの府県と同じようにならないためにも、きちんとチェックをしていきたいと思っております。

そのために、本日4年間の成果のご報告をいただいたところです。

さて資料5に4点ほど、本日の論点を上げております。どこからでも結構ですので先生方からのご意見をいただきたいと思っております。

委員

論点で行きますと3つ目の論点になるのですが、執行状況や用途というところで、平成24年度の予算の見込みということで、3億円が最後に残ってしまうということですが、どのような評価を当局としてはしているのでしょうか。

3億円余ったということは、税率が高かったのかあるいは3億円しか残らないと考えるのか。その辺りを伺いたい。

座長

では、当局の意見をうかがってから、先生のご意見を伺いたいと思っております。環境創造局の方に伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

みどりアップ推進部長

みどり税の収入を基に、事業を進めてきたわけですが、やはり基金に積み立ててそれを支出しております。平成23年度に収支が拮抗し、それ以降大きく事業費が当初予定していたとおりの事業費、そして歳出状況になっていると思っております。

その中で、全体のみどり税の収入としては5年間で96億円を見込んでおり、その中で3億円程度が残ると見込んでおります。しかし、全体を見れば91%の執行状況となっております、概ね当初計画通りの執行が順調にできているものと考えております。

座長

ありがとうございます。先生のご意見はいかがでしょうか。

委員

執行状況によっては、残額が増えることも想定されるが、その場合、執行割合は低くなる。どの程度の割合をもって、概ね計画通りと評価するのか、難しいのではないかと。

座長

他の先生方はいかがですか。

主税部長

補足をさせていただきますと、買い取りの場合は、過去の相続があった場合の実績を基に作っております。結果として亡くなった方が当時予測していたものより少なかったという結果はあると思っております。

座長

「3億円しか残らない」という立場になると思っておりますが、市民への説明としては、緑地として指定をして相続により維持できなくなった際には買い取りをしますということを経営の目的とした上でみどり税を導入しているわけですが、しかし、3億円しかないとすると、指定したところ全てが買い取りを希望した場合にはどうなりますか。

みどりアップ推進部長

今、主税部長からもお話がありましたように、おおよそ、指定地の3%程度の買い取り希望があるであろうと、見込んでおります。この事業で最大の事業費が指定・買い取りです。

座長

事業費の一覧というのは、本日はないでしょうか。

みどりアップ推進部長

一覧はございませんが、お使いいただける資料としては14頁の資料をお使いいただけると思っております。4か年の事業費で289億円、これが4か年の実績の約80%の事業費となっております。そのうちみどり税充当費は37億円となっております、4か年の事業費としては約

54%の事業費となっており、最大の支出となっており。今申し上げましたとおり、指定地の約3%の買い取りをしております。当初計画の9割程度の事業費執行となっておりますので、概ね予定通りかと思えます。

座長

市民からすれば、何の事業で指定されたかは意識をしていないと思いますが、難しいのはみどり税を使って指定をしておいて、もしもみどり税がなくなった場合にはどの財源で手当てするのかということです。当初の説明からは、ずれてくることになります。本当は仮に税を徴収しなくなったとしても、その買い取りにかかる費用はしっかりと積み立てておかなければ、本当はおかしいという話になるのが正直なところかと思えます。ですから、初めの疑問に戻りますが3億円ではむしろ足りないという心配をした方が良いのではないのかというのが正直なところ。いかがでしょうか。

委員

それでは、みどり税でやるべき事業が無限に続くということになります。

座長

そうになってしまうところが怖いところです。

委員

それは違うのではないのでしょうか。やはり有限ではあると思えます。

座長

作る時にはそこまで考えていませんでしたので。

委員

支出面は難しいです。

座長

もう一度ここはしっかりと議論をしなくてははいけません。

委員

もう一点、良いですか。問題提起になるのですが、現金収支の話はよく解りましたし、収入に対してどのように使ったかということは、このように報告書にまとめられていてよく解りましたが、横浜の財政に対するインパクトというものが分析されておらずよく解らない。

財政的に見てみどり税を導入して良かったのか。導入してよくなかったのであれば、みどり税などやらずに一般財源でやれば良かったのかという答えになる訳です。その話が抜けているような気がします。分かりやすい例で言いますと。48頁の固定資産税の減免の話ですが、4か年で合計300万円ですが、こちらは減免額が300万という事でしょうか。

みどりアップ推進部長

これは違います。

委員

違いますよね。面積を考えるとどう考えても合わないです。

同じように、95頁の建物の敷地に対する固定資産税の軽減についても同じだと思いますが、今後10年間、減免をしていくという事は市にとってはそれだけ固定資産税のロスが生じている訳ですから、それはみどり税を導入したことによる負担と考えられる訳です。

税収がみどり税で何百億かあって、その一方で減免によって固定資産税を課税できなくなったものがある。それはコストになって計算されるべきである。

あるいは、先ほどの課税地目山林の推移という資料にもありましたが、このような事はあまり良くないかも知れないが、何もやらずに市街化していったとしても、市街化すれば、市としては宅地であれ固定資産税は税収として入ってくるわけ。そうしますと、それは山林として置いておくよりも、固定資産税の絶対額としては大きいはずで、そのスプレッドは財政にとってはロスです。それも、みどり税の現金収支として入ってくる税収に対して、それを圧縮している要素として考えないといけません。そこで入ってきたものに対して使ったものが事業だと考えるだけでは、ストック部分に対する影響というのが良く見えない。そうすると、みどり税を導入して良かったのかあるいは一般財源でやっても同じことができたのかという当初の分析に話が戻ってくる。そういった分析はないのでしょうか。

主税部長

48頁の農業用地に対する4か年の減免相当額は480万円程です。

委員

4年間で。ということは、10年間で1000万と少しということですね。

主税部長

いえ。累計です。

委員

最初からの減免の期間はトータルで14年間ということ。それで総額はいくらになるのでしょうか。今の評価額で見積もってということで考えた場合としてですが。

主税部長
委員 それは計算をしてみないとわかりません。
それは、やはりみどり税の何百億かを課税するためのコストになっている訳です。市の職員の方の給与と同じように、みどり税を得るからこそできたことであるということです。

座長 そこは差引計算に入れておかななくては、事業で積極的に現金を使いましたというだけでは、みどり税の財政に対するインパクトというものは全く分からないのではないかという問題提起です。ですから、みどり税を導入した方が良かったのか、導入しない方が良かったのかという数字の上での政策の話はなかなかできないのではないかと思います。

座長 今のご指摘は全くその通りでして、今3点ほどございまして、1つ目は当然税を作る時にも大きな議論になったのですが、一般財源でやるべきことと、超過課税としてわざわざ課税をしてやるものとの議論については、次回、財政局よりご説明をいただいて、一般財源と基金との関係や、一般財源の状況について今日伺った内容をもう少し深掘りをして、そもそもみどり税を導入すべきであったのかどうかを改めて資料を出していただいた上で。次回議論をしたいと思います。

座長 次に、租税支出の話ですが、減税額くらいは分かると思いますので、これも減税額を出していただいて、事業費にプラスしていただいて総額としていくらになったのか、財政影響は出せると思います。一番難しいのは3つ目ですが、これは政策判断が入ってきます。緑地として残しておいたことによって、固定資産税が低くなったという話はやはり計算しにくい部分ですので。計算できるのかできないのかはわからないところです。

座長 それと同時に、森林として残したことによる公益を重視してこの税制を提案したので、その部分をどう計算するかです。

委員 割りきりの部分というのはもちろんあります。仮に固定資産税の税収ロス部分はコストだという前提にたって、その上で財政に対してどれ程のインパクトがあったかという議論があっても良いのではないかということです。

座長 もう一度イメージはしてみたいと思います。みどり税の導入当時、副市長に横浜市は開発なのか保全なのかと迫った際には、当時の副市長は「開発はしない」と言い切ったわけですから、その政策判断で、これは当然に税収が減っても都市化させないということでしたので。

委員 そうすると、税収が減ってもというところをみどり税が負担しているわけですから、みどり税の市民負担はもっと軽いということになる。

座長 そういことです。ですから、そこをしっかりと税制調査会の報告書の中では触れなくてはいけないという気がしています。まさに先生のご指摘のとおりです。

委員 もう1点良いでしょうか。この5年間というのは、景気の悪い時期でしたので、開発がそもそもセーブされていて、それによって買取の割合が高かったとも考えられます。今後、景気が良くなれば売ってしまった方が得だと考える地主の方も増えると思います。そうしますと、その辺をどうするのかという話があります。

委員 価格弾力性の話ですね。

委員 環境的な事もありますが、景気の動向も含めて少し経済的な分析もした方が良いのではないかと思います。

委員 私が地主であれば、土地の値上がり益が稼げるのであれば、山林であっても売ってしまっって開発業者が開発するのはそれは彼らの勝手であるという行動をとると思います。私益を極大化しようと思えばです。けれども、せっかく横浜市もこうした政策をしているわけだし、我慢して孫の代まで樹林として残して良いのではないか、と思ってくれる人もいます。その分かれ目の弾性値というのは一体いくらなのかということです。

みどりアップ推進部長 非常に難しいですが、やはりこの4年間保全の協力をお願いして参りまして、だいたい500haほどの指定となります。だいたい、樹林地を所有されている方は自分で買われたも

のではなく相続により引き継いでものが多いので、収益を上げようと思えば、いつ売っても同じということもある。緑を残していこうという我々の政策に共感をしていただいたところが一番大きいと思います。結果として、経済的な影響はゼロとは言えないものの、結果として減少量が緩和されていることから施策の効果が表れているのかなと思います。

委員

おそらく普通の人が考えれば、緑が残ってくれば良いと考えるのが道徳的には良いことであろうと評価されると思いますが、市の財政のインパクトはそれとは別です。

座長

他はいかがでしょうか。

委員

19頁の評価の一覧ですが、アからウまでのうち、イの部分の評価が異常に甘いような気がします。アではA評価が1つであるのに対し、イでは絶対数が違うとはいえA評価が7つあります。これは評価が甘いのかあるいは、満足が得やすいのかどちらなのでしょう。

みどりアップ推進課長

イの農地の部分につきましては、5か年の事業量の目標に対して割と達成に近い数字が出ておまして、A評価が付いているものが多くなっています。反対に、16番の農地付公園整備事業や32番の市民農園用地取得事業ですが、区画貸し農園を備えた公園を作るといいますが、こちらは目標値が非常に高かったもので、目標に到達していないということが影響しているわけです。決して甘く評価しているわけではありません。

委員

次に目標を立てるとすれば、このCランクになっている部分はもう少し現実的な目標を立てるという修正が入ると思う。我々にも大学評価などというものがありますが、目標をはじめから低く設定しておけば、十分その倍くらいは行けるという話をするわけです。そうするとA評価というのはつけやすい。この評価に対する批判ではないが、一般的に評価するときの難しさがあって、やはり入り口の目標値と達成との関係は相対的なものであって、なかなか表に対して「良かった」と説得する材料とするのは難しいのではないかと思います。

みどりアップ推進課長

次の計画を作る際に、やはり事業の振り返り・検証というのが大変重要になると思います。

前は初めて作ったということもあり、高い目標を掲げすぎた部分もございまして。あるべき姿を踏まえ、本当に実現可能な目標を設定しながら、それに対してみどり税を充当する事業に値するものなのかをきちんと分析をしながら、次の5か年の目標を作っているところです。市民の方のご意見も踏まえ、市民の求めているところが5年前と比べてどうかという視点も十分に置きながら、次期の目標を定めていきたいと思っております。

委員

ありがとうございます。

政策課担当課長

参考資料としてご用意いたしました、「これからのみどりの取組（素案）について」の3～4頁をご覧くださいますと、樹林地を新たに保全という事で、現計画では1,119haという非常にとてつもない高い目標であったものを、この5年間の実績を基に年間100haとし着実の指定をしていくとしたこと、また、4頁上段の市民が楽しめる農園を25.8ha開設とありますが、こちらも4か年の実績を踏まえた、実現可能な数値を検証に基づき設定しております。次期に向けては検証を踏まえた目標値の設定となっております。

委員

ありがとうございます。

座長

今、お話もありましたが、やはり次期の話ではなく用途と効果こそが今の議論の肝であり、それ以外には必要がないくらい重要なものですので、ぜひ用途については厳しめに評価をしていただきたい。その点につきましては。市民推進会議でも、指定して買い取った方にヒアリングをしたようなのですが、ぜひ税制調査会においてもこの4年間でどうなったのかを現地で見たいと考えていますので、現地調査について便宜を図っていただけるとご検討ください。市民推進会議にご参加いただいている〇〇委員いかがでしょうか。

委員

超過課税というのは用途の制約をかけていてその範囲内で使用するという事になって

いるので、だからこそ基金に3億円ものお金が残ったとも言えるわけです。そうするとやはり実際に支出をするという話になると、相手の判断が支出に影響を与えるわけで、やはり基金として積み上がっていくものがきちんと支出されていることを一生懸命努力していることは事実なのですが、どうしてもズレが生じてくる。では、この歯止めをはずし別の事に使ってしまうのはやはりダメなので、やはり税制調査会としてはやはりここをしっかりとチェックしていく必要があると思います。ですから、市民推進会議と税制調査会の2本立てでチェックする体制というのはとても意味があることだと私は感じています。みどり税というのは確かに税収もいただいている訳ですが、軽減税も導入したわけですから、その効果も次回以降、やはり検証の必要があると思います。まさに租税支出の話で、そのバランスというのをきちんとチェックした上で今後の議論を進めるべきだと思います。

委員 それから、発想としては「償却する」という発想が抜けていると思います。何年間の事業なのだから、そこで投下した支出を、その後何年分の市財政に負担させるかという話がない。入れたものをその年に使って、収支で残ったものを翌年度に繰り越すというだけで、事業との収支関係がバラバラになってしまっている。ですからよく解らない。

委員 ですから、見える化委員会ではそれではダメということで、初めは基金に入ってくるけれども使わないが、そのうちに段々と使うようになるので、その辺りをきちんと見えるようにしないと市民への説明にはならないと話している。そういう意味では、税制調査会では税制の面からの検証がとても大事ですね。市財政に対するインパクトというのはきちんと理論を作っておく必要がある。

委員 問題なのがそこで動いている現金収支と全体としての財政のインパクトが横浜にとって良いのか悪いのかが解らないと、次のステップは歩めないのではないかと思います。

委員 そういった評価をきちんとやらないと、税の財政上の意味がクリアにならないと思います。

座長 本日は、2本柱として1つは使途、もう一つは使途に基づく財政上の影響ということで、本日はまずは使途について確認をさせていただいて、一定の評価ができるとしてまとめられたと思います。今回は、財政的にどうであったのか、また超過課税と言う手法、あるいは欠損法人の課税免除について税のあり方として公平性、妥当性、などについて議論をしまして、この2本で良いという評価ができれば、「良かった」という結論になると思います。

委員 先ほど現地調査と言われましたけれども、みどり税の効果がどうであったのかということについて、直接声を拾ってくることは大事だと思います。

座長 ぜひ、日程調整をしていただければと思います。それでは、次回税財政というところから少し視点を変えてもう一度議論ができればと思います。それでは、事務局にお返しいたしますので、連絡事項等ありましたらお願いします。

税制課長 1点ほど、お伺いしたいことがございます。前回、開催いたしました税制調査会の際に、これまでご議論いただきました内容について一旦中間整理をするということでお話を進めて参りました。しかしながら前段でもお話をさせていただきましたとおり、国の方でもいろいろと動きがでておりまして、なかなかまとめるタイミングが難しくなっております。したがって、総論的な事項についてのとりまとめという内容でもございますので、中間整理の内容につきましては、今後検討する最終的な答申の中で全て反映するというところで考えておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

財政担当課長 臨時財政対策債の発行額の算出方式が見直されたことについてどのように考えるかというご質問をいただいておりますが、今回の見直しが人口に応じて発行可能額を算出するという部分が廃止されたということですが、横浜市の場合には人口に応じて配分される額

を上回る収支不足額がありますので、廃止されてもされなくてもあまり影響がないのですが、東京都のような不交付団体の場合には、人口に応じて配分されるということがなくなれば、より財政調整機能が適切に発揮されるのではないかと考えていることを所管課とも確認をして参りましたので、ご報告をさせていただきます。

座長

あまり市としては関係ない。大きな影響は出ないということでもいいでしょうか。

財政担当課長

需要と収入との差額がここ数年大きく出ていますので、人口に応じた算出される数字をかなり上回っておりますので、影響自体は横浜市の場合はあまりないと言えないのですが、考え方としては先ほど申し上げたとおりです。

座長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

税制課長

本日、ご議論いただきました内容につきましては、後日、議事録を公開いたします。本日はありがとうございました。